

○広報「東神楽」有料広告掲載取扱要綱

平成18年5月1日

改正 平成27年2月1日

平成28年2月1日

令和3年6月30日要綱第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東神楽町が発行する広報「東神楽」(以下「東神楽」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 「東神楽」に掲載する広告について、公共性と町民の利益を目的として、次の各号に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で虚偽のないもの
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの

2 掲載された広告の責任については、町は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 「東神楽」の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び意見広告に関わるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 前号に掲げるもののほか「東神楽」に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

(広告掲載の対象)

第4条 広告掲載の対象は町内に住所を有する事務所、事業所及び個人、団体等。ただし、広告として掲載することが妥当であると町長が特に認めたときはこの限りでない。

(広告掲載の位置等)

第5条 広告を掲載する位置及びスペースは、原則インフォメーションと同ページ内の固定枠(10.2cm×8.7cm)1区画とする。

2 広告を掲載する位置については、紙面作成の都合上、町に一任するものとする。

3 広告掲載の色数は1色（モノクロ）の印刷とする。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

（広告掲載回数等）

第7条 同一法人等の広告掲載は、原則年6回までとする。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

2 広告掲載は受付順とするが、掲載希望が多数の場合は掲載回数及び掲載月号を変更できるものとする。

（広告掲載の申込）

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、東神楽町有料広告掲載申込書（別記第1号様式）及び広告原稿を「東神楽」の発行月の前月25日までに町長に提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 前条の規定に基づく申込書を受理したときは、必要な事項を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査結果に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、東神楽町有料広告（掲載・非掲載）決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下を提出するものとする。

4 広告原稿のうち、デザインや表現内容などで掲載にふさわしくないとと思われるものについて、変更を指示することができるものとする。

（広告主の責任）

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、町税等を完納していなければならない。

3 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納入）

第11条 広告主は、広告掲載料を納付しなければならない。

2 前項の広告掲載料は、町長の指定する期日までに、町が発行する納入通知書により一括納入するものとする。

（広告掲載の取消、中止）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取消又は中止することができる。

（1） 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき

（2） 虚偽の広告掲載をしたとき

(3) 第3条各号のいずれかに該当したとき

2 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し、東神楽町有料広告掲載取消等通知書（別記第3号様式）を送付するものとする。

3 広告主は、諸事情により広告の掲載を取り消す場合は、東神楽町有料広告掲載取消申出書（別記第4号様式）を「東神楽」発行日の10日前までに町長に提出するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成27年2月1日）

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成28年2月1日）

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第39号）抄

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	金額
指定ページ下1段（10.2cm×8.7cm）	1回につき 9,000円

別記第1号様式（第8条関係）

東神楽町有料広告掲載申込書

年 月 日

東神楽町長 様

住所（所在地）
（自署）氏名（名称）
申込者 電話番号
FAX 番号
担当者氏名

（※法人の場合は代表者の記名押印）

広報「東神楽」有料広告掲載取扱要綱及び有料広告掲載仕様書を遵守の上、次のとおり申込みます。

なお、申込みに当たり、東神楽町の町税等の納入状況を確認することについて同意します。（町税等の納税証明書や領収書の写しがある場合は、それを添付します）

記

- 1 掲載希望月 _____ 年 月号～ _____ 年 月号
- 2 掲載希望回数 _____ 回
- 3 掲載広告規格 10.2 cm × 8.7 cm（下1段）
- 4 掲載広告内容 （広告原稿を添付または記入すること）

（裏面に留意事項記載）

《申込上の留意事項》

- 1 掲載広告の内容は、「東神楽」の公共性を損なうおそれのないものとします。
- 2 次の各号に該当する広告は、掲載できません。
 - (1) 「東神楽」の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (5) 前号に掲げるもののほか「東神楽」に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの
- 3 広告掲載料は、掲載 1 回につき次のとおりとします。

下 1 段相当（縦 10.2 cm×横 8.7 cm）	9,000 円
-----------------------------	---------
- 4 掲載回数は、原則年 6 回以内とする。ただし、町長が認める場合はこの限りではありません。
- 5 広告掲載の申込みのできる者は、町内に住所を有する事務所、事業所及び個人、団体等とします。ただし、広告として掲載することが妥当であると町長が特に認めた場合はこの限りではありません。
- 6 広報掲載は、受付順としますが、掲載回数及び掲載月号は、広告主数などにより変更になる場合があります。
- 7 掲載する広告の原稿は、広告主が作成してください。また、掲載する広告の割付等については、町が行います。
- 8 広告は、毎月第 4 木曜日（第 4 木曜日が祝祭日のときは、その前日）に発行する「東神楽」に掲載されます。発行月の前月 25 日までに申込書を持参の上、総務企画課までお申込みください。
- 9 広告の原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトをして提出されるようお願いします。ただし、指定文字（ロゴマーク）や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。
- 10 広告掲載料は、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により、一括納入してください。

- 詳しいことは、まちづくり推進課広報広聴担当までお問い合わせください。
 - ・ TEL 83-2113 ・ FAX 83-4180
 - ・ E-メール koho@town.higashikagura.hokkaido.jp

別記第2号様式（第9条関係）

東神楽町有料広告（掲載・非掲載）決定通知書

年 月 日

様

東神楽町長 印

年 月 日付けで申込みありました有料広告掲載について、
次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の区分

- 掲載する
 掲載しない
(理由)

2 掲載期間 _____ 年 月号
3 掲載回数 _____ 回
4 広告掲載料 _____ 円

※広告掲載料は、 _____ 年 月 日までにお支払いください。

別記第3号様式（第12条関係）

東神楽町有料広告掲載取消等通知書

年 月 日

様

東神楽町長 印

広報「東神楽」有料広告掲載取扱要綱第12条第2項の規定に基づき、次の理由により広告の掲載の取消（中止）をしますので通知します。

記

1 広告掲載の取消（中止）の理由

(1) 第12条第1項第1号

(2) 第12条第1項第2号

(3) 第12条第1項第3号

別記第4号様式（第12条関係）

東神楽町有料広告掲載取消申出書

年 月 日

東神楽町長 様

住所（所在地）
氏名（名称）
申込者 電話番号
FAX 番号
担当者氏名

（※法人の場合は代表者の記名押印）

広報「東神楽」有料広告掲載取扱要綱第12条第3項の規定に基づき、次の理由により広告の掲載を取消したいので届け出いたします。

記

広告掲載の取消の理由

別記第1号様式 (第8条関係)

別記第2号様式 (第9条関係)

別記第3号様式 (第12条関係)

別記第4号様式 (第12条関係)